第三次奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画を変更しましたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第七項において準用する同法第四条第四項の規定により公表します。

なお、この計画書は、奈良県農林部森林保全課において縦覧に供します。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾